市第７号議案

羽沢第 344 号線等市道路線の認定及び廃止

次のように市道の路線を認定し、及び廃止する。

令和７年５月23日提出

横浜市長　山　中　竹　春

認定する路線

路線名	起点 終点	備考 (参考図番号)
羽沢　第344号線	保土ケ谷区東川島町25番の３地先 同　区同　町24番の１地先	第 １ 号
東本郷　第490号線	港北区小机町55番の20地先 同　区同　町同番の４地先	第 ２ 号
深谷　第542号線	戸塚区汲沢町88番の１地先 同　区同　町78番の２地先	第 ３ 号
笠間　第267号線	栄区笠間二丁目881番の３地先 同区同　882番の２地先	第 ４ 号

市第７号

廃止する路線

路線名	起点 終点	備考 (参考図番号)
生麦 第88号線	鶴見区岸谷二丁目656番の１地先 同 区同 654番の４地先	第 5 号
生麦 第91号線	鶴見区岸谷二丁目657番の４地先 同 区同 654番の３地先	
羽沢 第224号線	保土ケ谷区東川島町27番の10地先 同 区同 町25番の３地先	第 1 号
四季美台 第278号線	旭区二俣川１丁目６番の37地先 同区同 ５番の15地先	第 6 号
上大岡 第112号線	磯子区岡村二丁目535番の４地先 同 区同 538番の１地先	第 7 号
上大岡 第612号線	磯子区岡村六丁目538番の３地先 同 区岡村二丁目538番の１地先	
矢部 第13号線	戸塚区上矢部町2,133番の４地先 同 区同 町2,136番の８地先	第 8 号
笠間 第193号線	栄区笠間二丁目880番の２地先 同区同 819番の20地先	第 4 号
笠間 第198号線	栄区笠間二丁目819番の20地先 同区同 882番の２地先	
下飯田 第152号線	泉区和泉町990番の１地先 同区同 町992番の５地先	第 9 号
下飯田 第264号線	泉区下和泉四丁目1,681番の６地先 同区下和泉三丁目1,698番の30地先	第 10 号
下飯田 第267号線	泉区下和泉三丁目1,681番の２地先	
下飯田 第268号線	泉区下和泉三丁目1,666番の２地先 同区同 同 番の３地先	
下飯田 第269号線	泉区下和泉三丁目1,681番の１地先 同区同 1,680番の18地先	
下飯田 第270号線	泉区下和泉三丁目1,680番の18地先 同区同 1,666番の19地先	

下　飯　田　第274号線	泉区下和泉三丁目1,682番の３地先 同区同　　1,680番の８地先	
下　飯　田　第276号線	泉区下和泉三丁目1,680番の20地先 同区同　　1,664番の16地先	
深　　見　第73号線	瀬谷区中屋敷一丁目７番の９地先 同　区同　　８番の19地先	第 11 号
橋　　戸　第17号線	瀬谷区本郷三丁目40番の15地先 同　区同　　同番の28地先	第 12 号

提　案　理　由

羽沢第 344 号線等の路線を市道に認定し、及び生麦第88号線等の市道路線を廃止したいので、道路法第８条第２項及び第10条第３項において準用する同法第８条第２項の規定により提案する。

参　考

道路法（抜粋）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第８条　（第１項省略）

２　市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

（第３項から第５項まで省略）

（路線の廃止又は変更）

第10条　（第１項及び第２項省略）

３　第７条第２項から第８項まで及び前条の規定は前２項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第８条第２項から第５項まで及び前条の規定は前２項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

市道路線認定及び廃止位置図（参考図）第１号

市道路線認定位置図（参考図）第２号

凡　例

	認定道路
	在来道路
	区　　界
	町　　界

市道路線認定位置図（参考図）第３号

市道路線認定及び廃止位置図（参考図）第４号

凡　例

	認定道路
	廃止道路
	在来道路
	市 境 界
	町　　界

市道路線廃止位置図（参考図）第５号

凡　例

	廃止道路
	在来道路
	町　　界

市道路線廃止位置図（参考図）第６号

凡　例

	廃止道路
	在来道路
	町　　界

市道路線廃止位置図（参考図）第７号

凡　例

	廃止道路
	在来道路
	町　　界

市道路線廃止位置図（参考図）第８号

凡　例

	廃止道路
	在来道路

市道路線廃止位置図（参考図）第９号

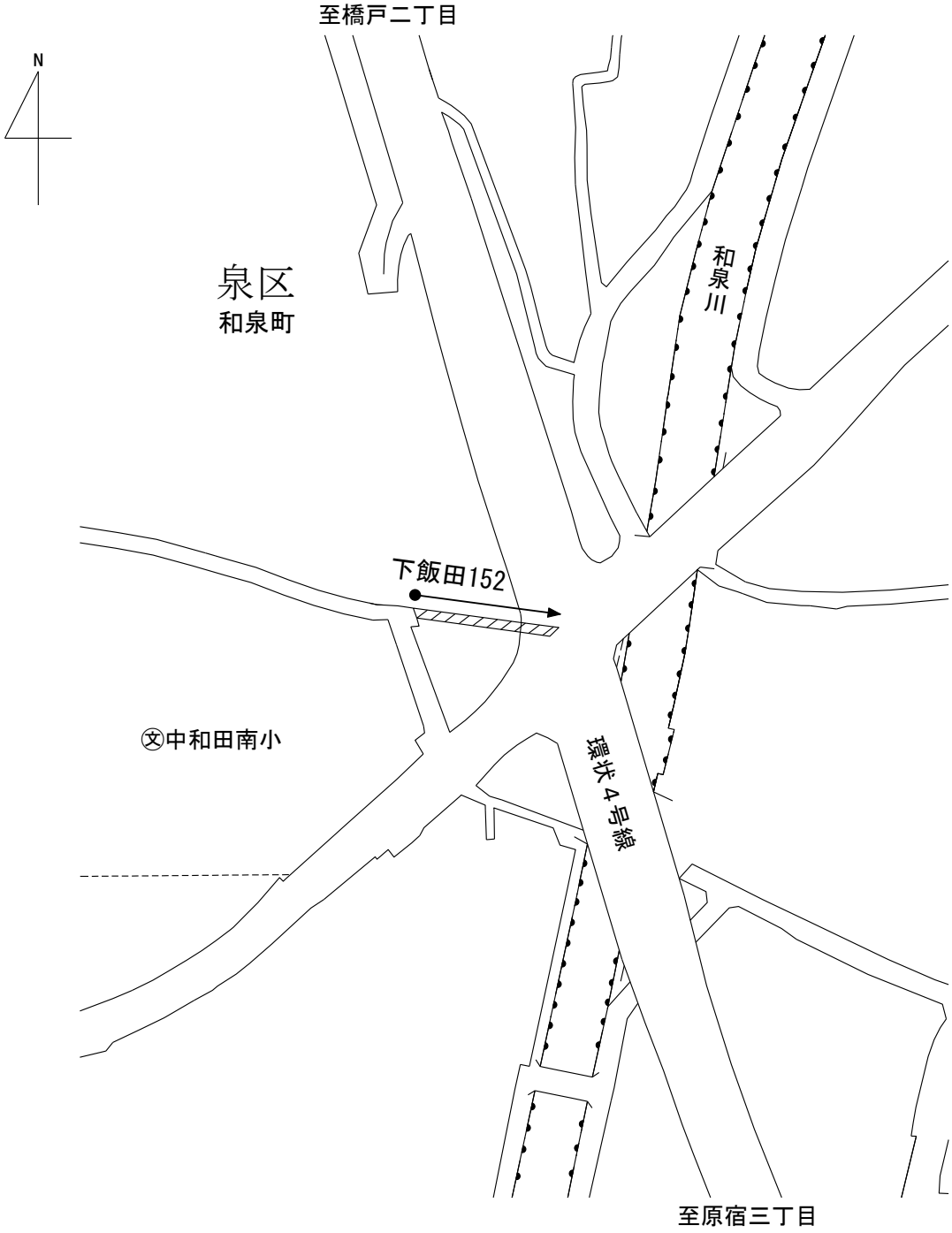

市道路線廃止位置図（参考図）第10号

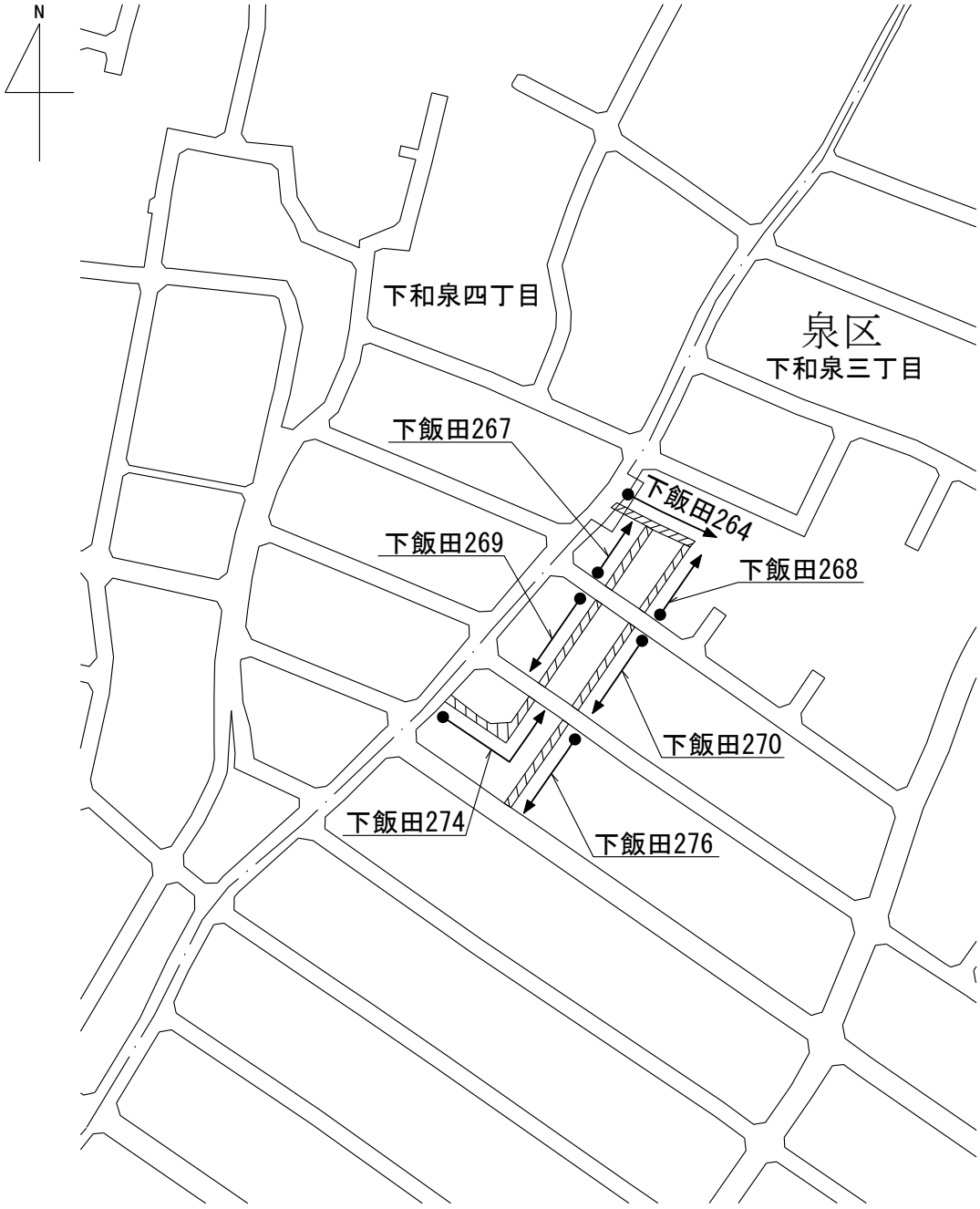

凡　例

	廃止道路
	在来道路
	町　　界

市道路線廃止位置図（参考図）第11号

凡　例

	廃止道路
	在来道路
	町　　界

市道路線廃止位置図（参考図）第12号

凡　例

	廃止道路
	在来道路